附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中土地改良法施行令第一条の九から第三条までの改正規定、同令第三条の二の改正規定（「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改める部分に限る。）、第四十八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同令第四十八条の四の二の改正規定（「第三条の二」を「第四条」に改める部分を除く。）、同令第四十八条の五、第四十八条の六及び第四十八条の九から第五十条までの改正規定、同令第五十条の二の十一の次に一条を加える改正規定、同令第五十二条、第五十二条の二第四項及び第五十三条第二項の改正規定、同令第五十三条の十三を同令第五十三条の十五とし、同令第五十三条の十二の二を同令第五十三条の十四とし、同令第五十三条の十二の次に一条を加える改正規定、同令第七十二条第一項第一号、第七十二条の二、第七十二条の三、第七十二条の六、第七十三条及び第七十八条第一項第一号から第四号までの改正規定並びに同令附則第二条及び第三条の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　土地改良法の一部を改正する法律の施行の際現に在任している総代並びにその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、第一条の規定による改正前の土地改良法施行令第四条から第四十五条まで及び第四十七条の規定は、なおその効力を有する。

（東日本大震災復興特別区域法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

3　次に掲げる政令の規定中「、法第八十五条の二第一項」を「、第八十五条の二第一項」に、「又は法」を「又は」に改める。

一　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第六条第二項

二　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第二条第二項

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

（機構による基準適合性認証を行おうとする者の申請についての調査に係る手数料の額）

第三十四条　機構が法第二十三条の六第二項の規定により行う調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　国内にある事業所についての調査　百五十二万三百円

二　外国にある事業所についての調査　百五十七万八千九百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

2　機構が法第二十三条の六第四項において準用する同条第二項の規定により行う調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　国内にある事業所についての調査　六十万九千三百円

二　外国にある事業所についての調査　六十七万七百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第三十四条の規定は、この政令の施行の日以後に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の六第一項の申請を行った者が同法第七十八条第二項の規定により納付すべき当該申請についての調査に係る手数料について適用する。

（調整規定）

3　環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、附則第一項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定」とする。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十六号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）附則第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二百十一号）の一部を次のように改正する。